

議案第 37 号

北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部改正について

北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 24 年 6 月 4 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例

北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 47 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

別表費用弁償（1 日）の欄を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号参考資料

北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行				改 正 案				
(給与) 第13条 略 2 団員が会議の招集に応じ出席したときは、別表に定めるところにより費用弁償を支給する。 3 略				(給与) 第13条 略 2 略				
別表 (第13条関係)				別表 (第13条関係)				
区 分		手当(年額)	費用弁償(1日)	備考	区 分		手当(年額)	備考
団員 手当	団長	188,900 円	<u>2,000 円</u>		団員手当	団長	188,900 円	
	副団長	146,500 円	<u>2,000 円</u>			副団長	146,500 円	
	分団長	100,000 円	<u>2,000 円</u>			分団長	100,000 円	
	部長	57,600 円	<u>2,000 円</u>			部長	57,600 円	
	班長	45,500 円	<u>2,000 円</u>			班長	45,500 円	
	団員	37,400 円	<u>2,000 円</u>			団員	37,400 円	
略		略		略	略		略	略